

TMI 中国最新法令情報

—(2012 年 1 月号)—

TMI 総合法律事務所

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

FAX: +81-(0)3-6438-5522

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

〒200031 上海市淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2606 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

FAX: +86-(0)21-5465-5745

E-mail: tmishanghai@tmish.com

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「TMI 中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。なお、バックナンバーについては、弊事務所のウェブサイトに掲載させていただきますので、併せてご利用下さい。(<http://www.tmi.gr.jp/office/china/index.html>)

目次

一. 中国最新法令

1. 主な中央法令

- (1) 中華人民共和国入札法実施条例
- (2) 外商投資産業指導目録 (2011 年改訂)
- (3) 財政部、国家税務総局による課税サービスの増値税ゼロ税率及び徴収免除の適用政策に関する通知
- (4) インターネット情報サービス市場秩序規範化の若干の規定
- (5) 法により届出を行わない事業者結合の調査処理に関する暫定弁法

二. 連載 中国企業法実務／第一弾：社名について(第3回／全5回)

三. 上海法務事情

旧正月の花火・爆竹の使用について

一. 中国最新法令(2011年12月中旬～2012年1月中旬公布分)

1. 主な中央法令

(1) 中華人民共和国入札法実施条例¹

国務院 2011年12月20日公布 2012年2月1日施行

① 背景

2000年に中国において入札法が施行されて以来、中国での入札過程が多少規範化されたものの、その内容は、入札者に関する資格審査、入札評価等に関する規定等原則的な規定にとどまり、入札募集者と入札者との談合、他人の名義での入札及び潜在的入札者への加担・排斥等について具体的な認定標準が示されていないため、入札過程において発生する様々な状況に対応し切れないとの懸念もあった。特に、2008年のリーマン・ショック以来、中国政府は大規模な財政出動を打ち出し、各地において注目を集める建設プロジェクトが相次いで行われ、これらの大規模な建設プロジェクトは、入札法により、基本的に入札募集が要求されるが、前述の入札法の不完備により、賄賂を始めとする様々な不正が生じたと見られる。かかる不正は、一つの実施条例により全て改善されるわけではないが、今回の実施条例に定められた入札過程に関する詳細な規定により、これからの入札プロセスの健全化が期待される。

② 主な内容

基本的には、今回の入札法実施条例により、入札募集が要求されるプロジェクトの範囲から、入札募集、入札、開札、入札評価及び落札まで、全ての過程に関して詳細な手順が定められた。その内、公開入札が要求されるプロジェクトの範囲の明確化（第2条）、虚偽入札行為を入札者間の共謀、入札募集者と入札者との談合、入札者の虚偽行為等に細分化したこと及びそれらの行為の範囲（第39条～第42条）、入札評価委員会の選定（第45条～第46条）、公務員による入札への干渉の禁止（第6条）、入札過程における各違法行為に対する処罰規定（第63条～第82条）が特に注目される。

(2) 外商投資産業指導目録（2011年改訂）²

商務部、国家發展改革委員会 2011年12月24日公布 2012年1月30日施行

① 背景

2011年12月24日に、商務部と国家發展改革委員会は、『外商投資産業指導目録(2011年改訂)』を公布した。この指導目録は、1995年に制定され、1997年、2002年、2004年、2007年の改訂を経て、今回が第6版となる。中国での外商投資プロジェクトは、奨励類、許可類、制限類及び禁止類に分類され、当該指導目録には、奨励類、制限類又は禁止類に属する投資プロジェクトがそれぞれ記載され、いずれにも該当しない投資プロジェクトは許可類に属することになる。属する分類により、優遇政策を受けられるかどうか等が異なるとともに、個別の産業別に、投資の条件（合弁に限る等）が

¹ 《中华人民共和国招标投标法实施条例》（国务院令第613号）

² 《外商投资产业指导目录（2011年修订）》（国家发展和改革委员会、商务部令第12号）

定められているものあり、投資プロジェクトに非常に大きな影響を及ぼすため、中国への投資に当たっては必読となる文書である。

② 主な内容

この2011年版の指導目録は、2007年版と比較すると、以下の改正点が注目される。

- (ア) 市場開放分野が増えた。奨励類、制限類及び禁止類の項目について増減調整が行われた結果、奨励類は3項目増加し、制限類は7項目、禁止類は1項目減少した。また、11の項目について、外国投資者に課する持分比率の制限が取り払われた。全体として、中国では対外開放が引き続き進んでいると言えるであろう。
- (イ) 新材料、新技術、新設備を使用するハイエンドの製造業への投資を促進する一方、中国では既に技術が確立された、又は生産能力が過剰となっている分野については、奨励類から外され、又は制限類に追加された。特に、自動車(完成車)の製造が奨励類から外されたことは注目されているようである。
- (ウ) 戦略的新興産業の育成。2010年に、中国は、省エネ等7つの戦略産業を優先的に育成する政策を打ち出した。今回の指導目録においても、自動車充電スポット、廃棄物リサイクル、知的財産サービス、次世代ネット技術IPv6関連分野等は、奨励類に追加され、又は外資による持分比率の制限が撤廃された。
- (エ) 地域の均衡的発展。今回の2011年版の指導目録で削除された一部の産業については、別途『中西部地域外商投資優勢産業目録』³に追加される可能性がある。

(3) 財政部、国家税務総局による課税サービスの増値税ゼロ税率及び徴収免除の適用政策に関する通知⁴

財政部、国家税務総局 2011年12月29日公布 2012年1月1日施行

① 背景

営業税を増値税に変更して徴収する改革の試行として、2012年1月から、上海市では、交通運輸業及び現代サービス業において課される流通税を営業税から増値税に切り替えた。当初、増値税の税率については、17%、11%と6%の他、財政部と国家税務総局が規定する一部の交通運輸業と現代サービス業にはゼロ税率が適用される予定であり、どの業界がこのゼロ税率の恩恵を受けられるか期待されていたが、本通知の公布によりゼロ税率適用の業種が明らかになった。

② 主な内容

今回の通知によれば、改革試行地域の個人又は組織が国際運輸サービス⁵を提供する場合、及び国外組織に研究開発サービスと設計サービス⁶を提供する場合、ゼロ税率が適用される。ゼロ税率の他、以下のサービスについては増値税の徴収が免除される。

- (ア) 工事、鉱山資源が国外となる工事・実地調査サービス

³ 《中西部地区外商投资优势产业目录(2008年修订)》(2008年12月23日公布、2009年1月1日施行)

⁴ 《财政部、国家税务总局关于应税服务适用增值税零税率和免税政策的通知》(财税[2011]131号)

⁵ 具体的には、(1)国内で旅客又は貨物を輸送して出入国させること、(2)国外での旅客又は貨物を輸送することを含む。

⁶ 国内の不動産に関する設計サービスは含まれない。

- (イ) 会議展覧地点が国外となる展覧サービス
- (ウ) 保管地点が国外となる倉庫サービス
- (エ) 目的物が国外で使用される有形動産リースサービス
- (オ) ゼロ税率に該当するものの、輸送方式に応じた経営許可証を取得していない国際運輸サービス
- (カ) 国外の組織に提供する技術譲渡サービス、技術コンサルティングサービス等のサービス

(4) インターネット情報サービス市場秩序規範化の若干の規定⁷

工業情報化部 2011年12月29日公布 2012年3月15日施行

① 背景

2011年末までに、中国でのインターネットユーザー数は約5億人にのぼり、巨大な市場が形成された。しかし、市場が急速に拡大する一方、インターネット情報サービスを提供する各社の中で、激しい競争が繰り広げられている。その中には、悪質な競争手法も見られ、例えば、インスタントメッセンジャーソフトの「QQ」と、インターネットセキュリティソフト「360安全衛士」との間の競争が、お互いの製品をアンインストールさせる行為にまで至ったケースは、一時的に大きな注目を浴びた。これがきっかけで、インターネット産業を管轄する工業情報化部は、インターネット情報サービス市場を規範化するルールの策定に素早く着手し、2011年12月に本規定を公布した。

② 主な内容

まず、今回の規定の適用範囲は、インターネットを通じて情報サービスを提供する業界の他、インターネット情報サービスに関連するソフトウェアのインストール、個人情報保護にまで及ぶ（従って、前述の「QQ」と「360安全衛士」との間で起こったような紛争も適用範囲内となる）。本規定では、インターネット情報サービスを提供する者は、ユーザー端末で他の提供者のサービス又は製品のダウンロード、インストール又は実行を妨害してはならない等、ユーザー端末におけるサービス又は製品のインストールと実行に関して詳細に定められた。

その他、特に注目されるのは、インターネット上の個人情報の取り扱いに関する規定で、インターネット情報サービスの提供者が個人情報を収集する場合、個人情報を収集・処理する方法、内容及び収集された個人情報の用途を、明確にユーザーに知らせなければならないと定めている。また、本規定は、提供するサービスに必要な範囲外の情報の収集、提供するサービス以外に収集された個人情報の使用を禁止している。なお、違反の場合の罰則としては、警告、過料のほか、社会への公表が挙げられている。

(5) 法により届出を行わない事業者結合の調査処理に関する暫定弁法⁸

商務部 2011年12月30日公布 2012年2月1日施行

⁷ 《规范互联网信息服务市场秩序若干规定》（工业和信息化部令第20号）

⁸ 《未依法申报经营者集中调查处理办法》（商务部令2011年第6号）

① 背景

2008年の独占禁止法施行以来、国務院による事業者結合の届出基準に関する規定、事業者結合届出弁法、事業者結合審査弁法を始めとして、事業者結合に関して多数の行政法規が施行された。独占禁止法の施行から2011年末までに、商務部は382件の事業者結合審査を完了させており、この数字のみを見れば多いように思われるかもしれないが、事業者結合の届出を要する基準は比較的低く、経営者の売上を計算する際に、最終的な親会社まで計算する等、厳密に独占禁止法その他の関連法規の規定に従えば、届出が必要とされる案件は、382件を遥かに上回り、適用範囲は非常に広いといえる。

このような背景の下、法により届出を行わない事業者結合を厳しく取り締まるために、本暫定弁法が公布された。

② 主な内容

本暫定弁法では、以下の点が注目されている。

- (ア) 事業者結合に関する事前届出制度に違反して結合を行った場合には、50万人民元以下の過料の他、結合実施の停止、期限までに株式又は資産を処分すること、期限までに事業を譲渡すること等、商務部は結合実施前の状態に回復させるよう命じることができる。
- (イ) 通常的事業者結合の審査手続は第1段階（30日間）、第2段階（90日間）、延長審査（60日間）を合わせて最長180日になるが、もし結合する経営者が独占禁止法に従って届出を行っておらず、審査を強制された場合、第1段階が60日間、第2段階が180日間、延長審査は60日間（合計300日間）と長くなり、経営者の負担が重くなる。
- (ウ) 通常審査においては届出義務者により自主的に資料が提出されるのが主であるが、本暫定弁法により行われる調査は独占禁止法39条の調査行為に属するため、本暫定弁法に基づく調査においては、商務部は、調査対象の経営者の営業施設その他の関連施設への立ち入り、調査対象の経営者の関連書類、契約書、会計帳簿等の閲覧・複製、経営者の銀行口座の照会等、より強制的な措置を取ることになる。

(彭涛、鍾雪垠・中国弁護士)

二. 連載 中国企業法実務 第一弾：現地法人の設立（第3回／全5回）

第1回	2011年11月号	外商投資企業の種類と性質
第2回	2011年12月号	設立手続の流れ
第3回	2012年1月号	社名について
第4回	2012年2月号	登録資本と投資総額
第5回	2012年3月号	現地法人の経営管理機構

第3回 社名について

前号では、設立手続の流れで、会社設立の最初のステップが社名の仮登記であると説明した。

社名は日本のように好きな名前を付けられるとは限らず、中国進出の最初のハードルとなる。本稿では、社名の仮登記の手続や、社名の付け方等についてご紹介したい。

1. 社名の仮登記（事前確認）⁹

現地法人を設立する際には、商務部門に対して会社設立の審査認可を申請する前に、まず工商行政管理局に対して社名の仮登記（事前確認）を申請する必要がある。申請書には、第一候補の名称の他、第一候補の名称が認可されない場合の予備候補の名称を複数¹⁰記載することができる。

工商行政管理局は、仮登記を認可する場合、社名事前確認通知書を発行する。社名事前確認通知書は、商務部門に対する会社設立審査の認可申請及び工商行政管理局に対する設立登記申請の際に提出する必要がある¹¹。

仮登記の有効期間は「企業名称事前確認通知書」の発行日から6か月間である¹²。

2. 登記する社名の定め方

登記する社名の定め方については、「企業名称登記管理規定」及び「企業名称登記管理実施弁法」（以下後者を「弁法」という）において細かく規制されている。

(1) 構成要素及び順序

社名は、原則として次の構成要素を含み、かつ次の順に構成されなければならない¹³。

行政区画＋屋号＋業種＋組織形態

例：上海山一食品有限公司

⁹ 実務上、日本語では「社名の仮登記」と呼ばれているが、正式名称は、「企業名称事前確認」（企業名称预先核准）という。

¹⁰ 上海の申請書では予備候補を3つ記載することができる。

¹¹ 確認通知書は1通しか交付されないため、商務部門に対する会社設立審査の認可申請においては写しを提出する。

¹² 弁法第28条

¹³ 弁法第9条

但し、行政区画については、屋号の後かつ組織形態の前に入れることもできるので、次のような名称も可能である¹⁴。

例：山一（上海）食品有限公司

例：山一食品（上海）有限公司

各構成要素については、さらに次のような要求がある。

① 行政区画

企業の所在地である県レベル以上の行政区画の名称又は地名を使用する¹⁵。

但し、一定の要件を満たすもの¹⁶については、国家工商行政管理総局の認可を受ければ、行政区画を使用しなくてもよい。

② 屋号

2つ以上の文字で構成する必要がある¹⁷。

投資者個人の姓名を使用することも可¹⁸。

③ 業種

企業の経営範囲と一致している必要がある¹⁹。

一定の要件²⁰をみたす場合を除き、国の業種分類基準の分類に従って表示する。複数の大分類に該当する場合には、主要な事業の業種を基準とする²¹。

④ 組織形態

有限公司（通常の外資系企業の場合はこれになる）であれば「有限公司」、株式会社であれば、「股份有限公司」となる。

(2) 文字、用語、内容等の制限

① 文字の種類²²の制限

漢字のみ可。アルファベットやアラビア数字は使用不可。

なお、登記された社名を外国語に適切に翻訳して使用することは可能であるが、登記の対象とはならない。

② 「中国」等の文字の使用制限²³

「中国」、「中華」、「全国」、「国家」、「国際」等の文字は、国務院が設立を決定した企

¹⁴ 弁法第 12 条

¹⁵ 弁法第 11 条

¹⁶ ①国務院が認可したもの、②国家工商行政管理総局が登記するもの、③登録資本が 5000 万元以上であるもの、④国家工商行政管理総局が別途規定するもの（弁法 13 条）。

¹⁷ 弁法第 14 条

¹⁸ 弁法第 15 条

¹⁹ 弁法第 16 条

²⁰ ①国の業種分類基準の 5 つ以上の大分類に該当する事業を行っていること、②企業の登録資本が 1 億元以上であるか、企業グループの親会社であること、③同一の工商行政管理機関が認可又は登記した社名中の屋号と異なっていること、という条件に該当する場合（弁法 18 条）。

²¹ 弁法第 17 条

²² 弁法第 8 条

²³ 弁法第 5 条、第 10 条

業を除き、社名の冒頭に使用してはならない。また、社名の途中で使用する場合には、業種の限定語として使用しなければならない。

外国（地区）の出資企業の屋号を使用する外資独資企業や外資マジョリティの外資投資企業は、社名の途中で「(中国)」の文字を使用することができる。

これらの文字を使用する場合には、国家工商行政管理総局の認可が必要。

③ 禁止されている内容及び用語²⁴

- ア 国家や社会公共利益に損害を与えるもの
- イ 公衆をだまし、又は誤解を与える可能性のあるもの
- ウ 外国国家（地区）・国際組織の名称
- エ 政党名、党や政治・軍機関の名称、群衆組織名、社会团体名及び部隊番号
- オ 漢字のピンイン、数字
- カ その他法律、行政法規規定で禁止されたもの

(3) 同一、類似名称の禁止

管轄の工商行政管理局において既に登記された同業種の社名と同一又は近似した名称は登記することができない²⁵。

(4) 登録された商標と登記された社名との抵触²⁶

① 商標と社名の違い

商標：異なる商品又は役務の出所を区別するための標章。文字、図形又はその組み合わせにより構成される。

社名：異なる市場主体を区別する標章。社名のうち、屋号は、異なる企業を区別する主要な標章。

② 商標と社名の優先関係

先に商標の登録又は社名の登記を行った者の権利が優先する。

具体的には、以下の要件をみたす場合、後から登録された商標又は登記された社名は排斥される。

- ア 登録された商標と登記された社名の屋号が同じ又は近似していること
- イ 他人が市場主体及びその商品又は役務の出所に対し混同し、又は混同する可能性があること
- ウ 後から商標の登録又は社名の登記を行った者による不正競争を構成すること

3. 社名の使用に関する規定

(1) 登記していない社名の使用禁止

社名は、審査認可を経て登記されるまでは使用することができない²⁷。なお、仮登記を

²⁴ 企業名称登記管理規定第9条

²⁵ 企業名称登記管理規定第6条

²⁶ 国家工商行政管理局「商標と企業名称における若干の問題を解決することに関する意見」

²⁷ 企業名称登記管理規定第3条

経た社名も、仮登記の有効期間中これを経営活動に用いることができない²⁸。これに違反して生産経営活動に従事した会社は、経営活動停止を命じられ不法所得の没収又は2千元以上2万元以下の過料に課される（悪質な場合には併科）²⁹。

(2) 登記された社名の専用権

企業は、社名の登記後は、当該社名の専用権を取得する³⁰。

他人が既に登記した社名その他他人の社名専用権を侵害した場合、被侵害者は、侵害者の所在地の工商行政管理局に処理を申請することができる。工商行政管理局は、侵害者の侵害行為の停止を命じる権限を有する。また、被侵害者が被った損害を賠償させ、不法所得を没収し、かつ、5千元以上5万元以下の過料を課す。また、他人の企業名称専用権の侵害については、人民法院に対して訴え提起することもできる³¹。

(3) 登記された社名の使用義務

企業は、住所地において社名を明記しなければならない³²。

印鑑、銀行口座、便箋、法律文書で使用する社名は、営業許可証上の社名と同じでなければならない³³。

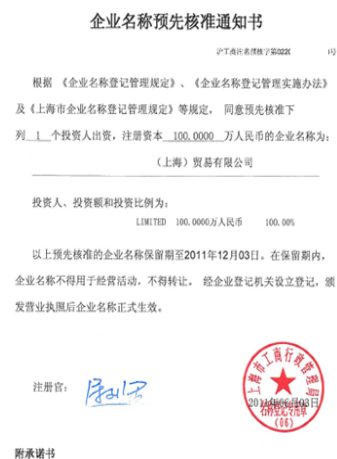
(今村俊太郎・弁護士)

【応用編—上海での社名仮登記実務】

上海での会社設立の場合は、原則として、設立予定地の区（又は県）を管轄する工商局にて仮登記を申請する。申請してから「企業名称事前確認通知書」を取得するまで1週間である。

必要書類は、①申請書、②代理人の証明、③出資者の承諾書とされているが、実務上④出資者の登記簿謄本（訳文付）の写しも必要となる。なお、「Fortune 500」（世界上位500企業）のリストにある会社の屋号を用いる場合には、⑤当該会社の授權書が別途要求される。

また、同業種における同一、類似名称の判断は、上海市内全域を単位に行われるが、同じグループ会社が上海市内に複数の会社を有する場合等、同一・類似の屋号を使う場合でも、⑥使用同意承諾書を提出すれば、当該屋号を含む社名が仮登記可能となる。



Enterprise Name Pre-approval Notification Form (企业名称预先核准通知书) issued by the Shanghai Administration of Industry and Commerce. The form includes fields for the applicant (Shanghai Trade Co., Ltd.), registered capital (100,000 RMB), and investment ratio (100%). It also contains a red official seal and a signature.

上海の「企業名称事前確認通知書」の例。A4の紙一枚である。

²⁸ 弁法第35条

²⁹ 企業名称登記管理規定第26条第1号

³⁰ 企業名称登記管理規定第3条

³¹ 企業名称登記管理規定第27条

³² 弁法第36条

³³ 弁法第37条、第38条

三. 上海法務事情

旧正月の花火・爆竹の使用について

今年は、中国では、1月22日(日)から28日(土)までが旧正月の休暇となった。

例年、「除夕」(旧暦12月30日=大晦日)の夜と、「初五」³⁴(旧暦1月5日)の真夜中から未明にかけて、花火や爆竹のピークが訪れる。除夜の鐘を聞きながら、静かに新年を迎える日本とは異なり、空襲でも受けているかのような錯覚に陥るほどの大音響が轟き、夜も眠れぬ騒ぎである。この時期が近づくと、日本で門松を売るように、花火や爆竹を売る臨時商店が道路沿い



に出されて(但し日本と異なり、少なくとも上海市内では、多くは正規の許可を取って営業している)、1箱100連発の打ち上げ花火が詰まった段ボール箱が、1万円相当額前後で売り出される。

花火と言っても、日本で夏休みに子供が遊ぶ類のものではなく、本格的な打ち上げ花火が多く、住宅地のど真ん中で四方八方に大輪の花が咲き乱れるのは、壮観である。当然、毎年火事が起き、死傷者が出る。北京からのニュースによれば、北京市内では、「除夕」から「初五」までの間に、火事が170件発生し、1人が死亡、193人が負傷したが、むしろ「火事は昨年比13%減、負傷者は半減」として評価する論調であり、いかに花火や爆竹の使用に寛容かが分かる。

さて、政府も、もちろん花火や爆竹の危険性を無視して放置するわけではなく、国レベルでは、「花火爆竹安全管理条例」³⁵を定めて、製造、卸売、小売、輸送については許可証制度を採用しているほか、花火大会や大型の花火打上活動についても、許可制を取っている。無許可で製造販売等を行った場合には、停止命令に加えて、最大で10万元の過料が課されるほか、爆発・火災等の重大な結果が発生した場合には、刑事責任も追及される。なお、一般市民の花火・爆竹の使用についても、まったく自由であるのではなく、使用禁止の時間帯・地区における使用や、公共の危険を生じさせる方法で使用した場合には、停止命令に加えて、100元以上500元以下の過料の制裁がある³⁶。

³⁴ 「初五」の花火・爆竹は、「除夕」を上回る勢いであるが、これは、「財神」を迎えるためとされている。

³⁵ 国务院令。2006年1月21日公布、即日施行。

³⁶ 群衆が集まる会場で使用するなど、公共の秩序を乱した場合には、さらに、「治安管理処罰法」に基づき、最高で15日以下の行政拘留に処せられることがある。

さらに上海市では、「上海市花火爆竹安全管理条例」³⁷が定められており、禁止場所として、政府機関所在地、文物保護場所、駅、埠頭、空港、幼稚園、病院、養老院等が列挙されているほか、内環路の内側では一律に使用禁止としている。ただ、一律の禁止ではかえって実効性がないため、重大な式典や祝祭日の期間においては、規定された区域内と時間において使用を認めることとされる。

これを受けて、今年の1月9日に、上海市公安局から「2012年春節期間の本市における花火爆竹安全管理の通知」が出され、各類型の禁止場所から50メートル以内を禁止地区として明定したほか、南京路、淮海路のような繁華街、空港・駅・広場の周辺地区等も禁止地区とした。そのうえで、「除夕」から「初四」まで、並びに「正月十五」（旧暦1月15日＝元宵節³⁸）の各当日18時から翌日8時までは、禁止地区以外での花火・爆竹の使用を認めている。また、可燃物や通行人、車両、建物、人の密集する場所に向けて花火・爆竹を使用しないこと、さらに、建物内や屋上・バルコニー等で使用しないことを規定している。

（山根基宏・弁護士）

TMI 中国最新法令情報—2012年1月号—

発行：TMI 総合法律事務所

監修：何連明・外国法事務弁護士

編集主幹：山根基宏・弁護士

発行日：2012年1月31日

³⁷ 上海市人民代表大会常務委員会 1994年10月20日制定、1997年5月27日改正。

³⁸ 元宵節は、休日ではないが、中国の伝統的な祭日の一つで、旧正月シーズンの終わりを画する日と扱われている。灯籠が飾られたり、「湯圓」（もち米で作る団子）を茹でて食べたりする習慣があるが、花火・爆竹が大量に使われる日でもある。今年は、2月6日がこれに当たる。